

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所 管 所 属	循環型社会推進課
---------	----------

一般廃棄物処理施設（最終処分場に限る。）の設置許可

根拠条文

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項
一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- （法第8条第1項の政令で定める一般廃棄物最終処分場）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項
- （許可の基準等）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌ
- （一般廃棄物処理施設の技術上の基準）
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）
- （適正な配慮がなされるべき周辺施設）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の2
- （一般廃棄物を設置しようとする者の能力の基準）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の2の2
- （法第7条第5項第4号ハの生活環境の保全を目的とする法令）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6
- （法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌの政令で定める使用人）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7

審査基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の該当生の判断は、「平成10年7月16日付環水企大301号・衛環第63号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知」及び「平成12年12月28日

付生衛発 1903 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知（廃棄物最終処分場の性能に関する指針）」による。

（上記通知は、循環型社会推進課及び東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所で閲覧できます。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 2 の該当性の判断は、「平成 12 年 9 月 28 日付衛環第 78 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知第 5 の 2」による。

（上記通知は、循環型社会推進課及び東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所で閲覧できます。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく同胞施行規則第 4 条の 2 の 2 の該当性の判断は、「平成 12 年 9 月 28 日付衛環第 78 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知第 5 の 1」による。

（上記通知は、循環型社会推進課及び東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所で閲覧できます。）

上記の他、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要。

（上記条例は、循環型社会推進課及び東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所で頒布しています。）

標準処理
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
113日	機 関	東部生活環境 事務所、総合 事務所	機 関	東部生活環境 事務所、総合 事務所	八頭、日野総合事務所を 除く。 申請書等の告示縦覧、専門委員会及び関係市町村 の意見聴取に要する日数 を加えた日数
	期 間	一日	期 間	113日	